



中小・小規模事業者

原油価格・物価高騰等

対策支援金

令和4年

受付
期間

8.29 [月] ▶▶ **10.31** [月] (当日消印有効)

緊急告知!

対象事業者に
最大 **50,000** 円
給付します!!



給付内容

電気・ガス料金、燃油価格などの高騰により、事業活動に影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し事業継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付します! (*用途の制限はありません)

法人

50,000 円

個人

25,000 円

給付条件 * ①~③の要件すべてを満たす事業者が対象です。

- ① 上尾市内で事業を行っている方で、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者に該当すること(個人事業者・フリーランスを含む)
- ② 市内に事業所等を有し、当該事業所等において申請日の6か月以上前から継続して事業を営んでいること
- ③ 上尾市税の納税義務者であること

【対象外となる事業者】

- ・性風俗関連特殊営業を行うもの・暴力団等に関する事業者
- ・非営利法人・公益法人・医療法人・社会福祉法人・学校法人 など



申請方法

申請書※1と必要書類(裏面参照)を用意し、**郵送**でご提出ください。

郵送先

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8階
中小・小規模事業者 原油価格・物価高騰等
対策支援金事業事務局(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内) あて

※1 申請書の様式は、上尾商工会議所ホームページからダウンロードまたは市役所本庁舎・各支所・出張所・上尾商工会議所に設置しています。

* **FAXおよび市役所・商工会議所の窓口での申請はできません。**

* 上尾市で実施している農業者、保育・介護・障がい者施設等を対象とする原油価格・物価高騰等対策支援金と重複して給付は受けられません。

中小・小規模事業者原油価格・物価高騰等対策支援金事業事務局

事務局
代表番号

TEL **050-6865-7082**

受付時間：平日9:00~17:00(土日祝日除く)



上尾商工会議所HP

中小・小規模事業者 原油価格・物価高騰等 対策支援金 FAQ

Q. 申請に必要な書類は？

共通

- 振込口座の確認ができる書類(通帳を開いた1・2ページ目のコピー)

+

法人の場合

- 法人税申告書別表一(直近のもの)※上尾商工会議所の会員は不要
- 履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内に取得したものに限り)
※上尾商工会議所の会員は不要

個人事業者
(フリーランスを含む)
の場合

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B第一表(令和3年分のもの)
※上尾商工会議所の会員は不要
- 青色申告の決算書または白色申告の収支内訳書(令和3年分のもの)
※上尾商工会議所の会員は不要
- 本人確認書類(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等のコピー)

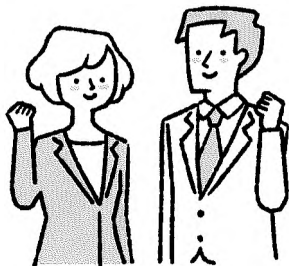
*提出された書類は返還できませんので、申請書以外は必ずコピーしたものを添付してください。

*申請された内容を確認・審査するため、必要に応じて添付書類の追加や現地調査を行う場合があります。

*支援金は、申請受理後に順次、指定口座へお振り込みします。振込日は、振込通知書でお知らせします。

*上尾商工会議所会員の要件として、令和3年度分の未納会費が無いこと。

Q. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者とは？



業種分類	中小企業者の定義
製造業他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

業種分類	小規模企業者の定義
製造業他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

Q. そのほか、申請に関するお困りごとは？

上尾商工会議所ホームページ内にある【申請の手引き(PDFファイル)】をご覧くださいか、
事務局代表番号(050-6865-7082)まで、お問い合わせください。

